(2)　汚染土壌の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共用水域の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けること。

(3)　屋内において汚染土壌を保管し、かつ、排気を行う場合にあっては、当該排出される気体による人の健康に係る被害を防止するために必要な設備を設けること。

九　第六号及び前号の場合であって、汚染土壌の荷卸しその他の移動を行う場合には、当該汚染土壌の飛散を防止するため、次のいずれかによること。

イ　粉じんが飛散しにくい構造の設備内において当該移動を行うこと。

ロ　当該移動を行う場所において、散水装置による散水を行うこと。

ハ　当該移動させる汚染土壌を防じんカバーで覆うこと。

ニ　当該移動させる汚染土壌に薬液を散布し、又は締固めを行うことによってその表層を固化すること。

ホ　イからニまでの措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

十　汚染土壌の荷卸しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された場所（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う施設であって、当該汚染土壌若しくは特定有害物質の拡散防止措置が講じられている施設又は汚染土壌処理施設）以外の場所で行ってはならないこと。

十一　汚染土壌の引渡しは、法第十六条第一項、第二項又は第三項の規定により提出した届出書に記載された者（汚染土壌を試験研究の用に供するために当該運搬を行う場合は、当該試験研究を行う者又は汚染土壌処理業者）以外に行ってはならないこと。

十二　汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日（汚染土壌処理業に関する省令第五条第十七号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）から三十日以内に終了すること。

十三　管理票の交付又は回付を受けた者は、管理票に記載されている事項に誤りがないかどうかを確認し、当該管理票に運搬の用に供した自動車等の番号及び運搬を担当した者の氏名を記載しなければならないこと。

十四　管理票の交付又は回付を受けた者は、汚染土壌を引き渡すときは、交付又は回付を受けた管理票に汚染土壌を引き渡した年月日を記載し、引渡しの相手方に対し当該管理票を回付しなければならない。

十五　当該汚染土壌の運搬を他人に委託してはならないこと。

（管理票の交付）

第六十六条　法第二十条第一項の管理票の交付は、次により行うものとする。

一　第六十四条第二項第二号の規定により都道府県知事に提出した管理票の写しの原本を交付すること。

二　運搬の用に供する自動車等ごとに交付すること。ただし、一の自動車等で運搬する汚染土壌の運搬先が二以上である場合には、運搬先ごとに交付すること。

三　交付した管理票の控えを、運搬受託者（処理受託者がある場合にあっては、当該処理受託者）から管理票の写しの送付があるまでの間保管すること。

（管理票の記載事項等）

第六十七条　法第二十条第一項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　管理票の交付年月日及び交付番号

二　氏名又は名称、住所及び連絡先並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三　当該要措置区域等の所在地

四　法人にあっては、管理票の交付を担当した者の氏名

五　運搬受託者の住所及び連絡先

六　運搬の際、積替えを行う場合には、当該積替えを行う場所の名称及び所在地

七　保管施設の所在地並びに所有者の氏名又は名称及び連絡先

八　処理受託者の住所及び連絡先

九　当該委託に係る汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の名称及び所在地

十　当該委託に係る汚染土壌の荷姿

2　管理票の様式は、様式第十九のとおりとする。

（運搬受託者の記載事項）

第六十八条　法第二十条第三項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　運搬を担当した者の氏名

二　運搬の用に供した自動車等の番号

三　汚染土壌を引き渡した年月日

四　運搬を行った区間

五　当該委託に係る汚染土壌の重量

（運搬受託者の管理票交付者への送付期限）

第六十九条　法第二十条第三項の環境省令で定める期間は、運搬を終了した日から十日とする。

（処理受託者の記載事項）

第七十条　法第二十条第四項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　当該委託に係る汚染土壌の引渡しを受けた者の氏名

二　処理を担当した者の氏名

三　処理を終了した年月日

四　処理の方法

（処理受託者の管理票交付者への送付期限）

第七十一条　法第二十条第四項の環境省令で定める期間は、処理を終了した日から十日とする。

（管理票交付者の管理票の写しの保存期間）

第七十二条　法第二十条第五項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（管理票の写しの送付を受けるまでの期間）

第七十三条　法第二十条第六項の環境省令で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　法第二十条第三項前段の規定による管理票の写しの送付　管理票の交付の日から四十日

二　法第二十条第四項後段の規定による管理票の規定による管理票の写しの送付　管理票の交付の日から百日

（汚染土壌の運搬又は処理の状況の届出）

第七十四条　法第二十条第六項の届出は、様式第二十による届出書を提出して行うものとする。

（運搬受託者の管理票の保存期間）

第七十五条　法第二十条第七項の環境省令で定める期間は、五年とする。

（処理受託者の管理票の写しの保存期間）

第七十六条　法第二十条第八項の環境省令で定める期間は、五年とする。

第三十五条中「前条の」を「第四十八条第二項及び前条第一項の」に、「第九条第三項」を「第十二条第三項」に、「前条第一項第七号」を「第四十八条第二項第一号及び第二号中「変更をしようとする」とあり、及び前条第一項第二号中「変更をしている」とあるのは「変更をした」と、同項第五号」に、「「完了日」と」を「「完了日」と、それぞれ」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十四条第一項中「第九条第二項」を「第十二条第二項」に、「様式第六」を「様式第十」に改め、同項第一号中「法人にあっては、」に改め、同項第二号中「行う指定区域」を「している形質変更時要届出区域」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号を同項第四号とし、同項第七号を同項第五号とし、同条第二項を次のように改める。